

介護職員処遇改善加算等に関する規程

株式会社 なごみ



(目 的)

第1条 この規程は、株式会社なごみ（以下「会社」という。）の介護職員処遇改善加算等に関する事項を定めたものである。

(介護職員等処遇改善加算等)

第2条 介護職員等処遇改善加算等による介護報酬が支給された場合、介護職員等の賃金の改善に要する見込み額が介護職員等処遇改善加算等の算定見込み額を上回る賃金改善を策定し、その計画に基づき適切な措置を講ずるものとする。

- ② 前項の処遇手当及び処遇改善一時金の対象者は、株式会社なごみに従事する社員（兼務を含む。）及びパートタイマー（兼務を含む。）とし、額については当該加算に係る計画及びキャリアパス評価を勘案して、その都度決定する。

また、介護職員とその他の職員との配分については、介護職員等に重きを置くように配慮する。

(周 知)

第3条 介護職員等処遇改善加算等に関する取り組み及び計画書等の内容に関しては、毎年度当初の会議等において職員に周知するとともに、閲覧が可能な状態で事務所内に設置する。

- ② 前項の計画書及び取り組み内容に関しては、当社ホームページにおいて公開するものとする。

附 則

本規程は令和6年6月1日より変更、実施する。